

保護者の皆様へ

名張市立比奈知小学校
校長 豊田 憲幸

春暖の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、学校教育やPTA活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、台風シーズンを控え、子どもたちの安全を確保し、非常時における混乱を避けるため、特に、下記の事項について、よろしくご配慮をお願いいたします。

記

台風時における児童の登下校の指導ならびに授業の実施について

1. 始業前に、特別警報または暴風警報・暴風雪警報が三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に発令されている場合

※特別警報とは、「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」および「大雪特別警報」を言います。

(1) 児童は登校しないで、自宅待機する。

(2) ①警報が、午前8時30分までに解除された場合は、通常どおり授業を実施します。

②警報が、午前8時30分から11時までの間に解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって授業を始めますので、注意して登校する。

③警報が、午前11時以降に解除された場合は、臨時休業とする。

(3) 警報発令に伴う給食の対応について

給食の実施については、台風の進路状況の予測のもと、前日の正午までに教育委員会が判断することになっています。それにより、警報が解除され、児童が登校する場合（警報が8時30分までに解除された場合や8時30分から11時までの間で解除された場合は、学校での給食を実施します。（状況により、非常食による給食となる場合がありますので、アレルギー対応が必要な場合は、家庭において弁当を準備してください）

(4) その他

〇道路や橋の決壊・浸水等により、登校に危険が予想される通学班については、自宅待機して、学校

から指示を待つ。

○登校途中において、再度警報が発令された場合は、保護者は地区委員と協力して児童を家庭へもどらせる。

(5) 上記(2)(3)の場合、保護者連絡ツール「テトル」により連絡をする。

2. 始業後に、特別警報または暴風警報・暴風雪警報が三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に発令された場合

(1) 原則として直ちに授業を中止し、通学班毎に児童を集め、地区担任引率のもとに速やかに児童を帰宅させる。

(2) ただし、台風の中心位置、進行方向、速度等発令時における気象状況、地域の道路・橋・浸水の状況から判断して、安全に帰宅させることが困難と認められる児童については、学校で待機させ、保護者と連絡をとり引き渡し等適切な処置をする。

3. 特別警報または暴風警報・暴風雪警報の地域的差異、学校のおかれている諸条件から判断して、上記1、2によることが適切でない場合は、その都度適切な措置を講じる。

4. この地域に、大雨警報・洪水警報が発令された場合

(1) 1、2、3に準じて適切な措置を講ずることもあるが、その時は、保護者連絡ツール「テトル」により連絡をする。連絡がない場合は、登校させてください。

(2) ただし、居住地域や通学路の状況によって、安全が確保できないと保護者の方が判断された場合は、安全を最優先させてください。その場合は、必ず学校に連絡を入れてください。

◎お願い

○通学路における、悪天候時の危険箇所については、学校でも点検していますが、新たに気付かれた箇所がありましたら、その都度ご連絡ください。

○登校後、児童の引き渡しなどを必要とする場合は、学校より保護者連絡ツール「テトル」で連絡します。個人的な問い合わせは避けてください。